

郡山市機構集積協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地中間管理機構による農業の担い手への農地の集積及び集約化を支援することにより、農業構造の改革及び生産コストの削減を実現するため、農地中間管理機構を通じた農地の集積、集約化に協力する者等に対し、予算の範囲内で機構集積協力金（以下「協力金」という。）を交付することについて、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、実施要綱別表1に規定するものによる。

(事業実施地域)

第3条 この協力金の交付対象となる農地は、農業振興地域内の農地とする。

(対象事業)

第4条 協力金の交付の対象事業は、次に掲げる区分とする。

- (1) 実施要綱別記2第3の1に規定する地域集積協力金交付事業
 - (2) 実施要綱別記2第3の2に規定する集約化奨励金交付事業
- (交付対象経費等)

第5条 協力金の交付対象、交付要件及び交付額は、第4条の区分に応じ、別表1のとおりとする。

2 協力金の対象となる貸付け及び機構を通じた農作業委託の農地は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1号に区分する事業については、実施要綱別記2第5の4(2)に規定する期間に機構に貸付けられた農地及び機構を通じて農作業委託をされた農地。
- (2) 第4条第2号に区分する事業については、実施要綱別記2第6の3(2)に規定する期間に機構から転貸された農地及び機構を通じて農作業を受託した農地。

(交付の申請)

第6条 第4条第1号又は同条第2号の協力金の交付を申請しようとする者は、協力金の交付を受けようとする会計年度の12月末日までに、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、規則同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、別表2のとおりとする。また、規則同条第1号に規定する補助事業等事業計画書を省略できるものとする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 第4条第1号又は同条第2号に区分する事業において、規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、申請内容の細部の変更であって、補助金

額の増額を伴わない変更とする。

(交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協力金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存すること。
- (2) 協力金対象農地の状況に変更が生じる場合は、速やかに市長へ報告すること。

(実績報告)

第9条 第4条第1号又は同条第2号の協力金の対象者は、事業が完了したときは、当該事業の完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、別表3のとおりとする。

(額の確定)

第10条 市長は、第4条第1号又は同条第2号の協力金の対象者から、前条第1項の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき協力金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助対象者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第11条 市長は、必要と認めるときは、第4条第1号又は同条第2号に区分する事業の協力金を概算払の方法により交付することができる。

(返還)

第12条 協力金の交付対象者は、実施要綱別記2第6の5の規定に該当することが明らかになった場合には、交付された協力金の全部又は一部を返還しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年2月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年2月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市農地集積協力金交付要綱の規定により交付された農地集積協力金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 7 月 6 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 11 月 27 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 11 月 27 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月8日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

別表1（第5条関係）

事業名	交付対象	交付要件	交付額
地域集積協力金交付事業	実施要綱別記2第5の1及び2に規定する交付対象地域において構成される組織	実施要綱別記2第5の3（1）に規定する交付要件を満たすこと。	実施要綱別記2第5の3（2）及び（3）に規定する交付単価に基づき、同要綱別記2第5の3（4）及び第5の4の規定により算出した額
集約化奨励金交付事業	実施要綱別記2第6の1に規定する交付対象地域において構成される組織	実施要綱別記2第6の2（1）に規定する交付要件を満たすこと。	実施要綱別記2第6の2（2）に規定する交付単価に基づき、同要綱別記2第6の3の規定により算出した額

別表2（第6条関係）

事業名	その他市長が必要として認める書類
地域集積協力金交付事業	・第1号様式 地域集積協力金交付申請書 ・「人・農地プラン」又は「地域計画」のエリアと「地域」の範囲が分かる地図（地域計画等の「目標地図」などを活用）

	・話し合いに係る議事録（地域計画の協議の場が設けられていること等や協力を申請することの確認） ・地域から機構へ貸出す農地がわかる地図（地域計画等の「目標地図」を活用） ・地域から機構へ貸出す農地の詳細を記載した一覧表（国が配布した地域集積協力金交付要件確認ファイルなど） ・機構への貸出又は農作業委託を確認できる書類（「農用地利用集積計画の写し」又は「農用地利用集積等促進計画の写し」） ・協力の交付先を確認できる書類（通帳の写し） ・その他必要となる書類
集約化奨励金交付事業	・第2号様式 集約化奨励金交付申請書 ・「人・農地プラン」又は「地域計画」のエリアと「地域」の範囲が分かる地図（地域計画等の「目標地図」などを活用） ・話し合いに係る議事録（地域計画の協議の場が設けられていること等や協力を申請することの確認） ・地域から機構へ貸出す農地がわかる地図（地域計画等の「目標地図」などを活用） ・地域から機構へ貸出す農地の詳細を記載した一覧表（国が配布した集約化奨励金交付要件確認ファイルなど） ・機構への貸出又は農作業委託を確認できる書類（「農用地利用集積計画の写し」又は「農用地利用集積等促進計画の写し」） ・協力の交付先を確認できる書類（通帳の写し） ・その他必要となる書類

別表3（第9条関係）

事業名	その他市長が必要として認める書類
地域集積協力金交付事業	・第3号様式 地域集積協力金実績報告書 ・交付されたことが確認できる書類（通帳の写し） ・協力金に係る収入と使途計画に基づく支出が確認できる書類（帳簿、証拠書類） ・その他必要となる書類
集約化奨励金交付事業	・第4号様式 集約化奨励金実績報告書 ・交付されたことが確認できる書類（通帳の写し） ・協力金に係る収入と使途計画に基づく支出が確認できる書類（帳簿、証拠書類） ・その他必要となる書類

令和〇年度地域集積協力金交付申請書

郡山市長

地域集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

		申請年月日		令和	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ			(ー)			
	氏名			住所			
	電話	ー		FAX	ー		

1 交付申請面積等

「人・農地プラン」又は「地域計画」のエリア名	「地域」名

※1 「人・農地プラン」又は「地域計画」に記載している「集落／地域名」を記載してください。
※2 「地域」名は、集落名や字名を記載してください。

(参考)

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	40%超50%以下	15%超30%以下	13,000円/10a
区分2	50%超70%以下	30%超50%以下	16,000円/10a
区分3	70%超80%以下	50%超80%以下	22,000円/10a
区分4	80%超	80%超	28,000円/10a
区分5			34,000円/10a

※2回目以降の申請の場合は、前回より高い区分の申請となります。
※一般地域内の中山間地域等直接支払交付金の交付対象となってる農地は、中山間地域の交付単価を適用できます。
※機構を通じた農作業委託については、上記単価に0.5を乗じた額。

(1) 一般地域

構成戸数	地域の農地面積	対象期間前の 既貸付面積	対象期間内の 貸付面積	うち再貸付面積	農作業委託 総面積	対象期間内の 農作業委託面積	機構の 活用率	(3)のうち 貸付期間6年未 満の農地面積	貸付の交付 対象面積	うち直払農地 以外	うち直払農地
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7) (2)+(3)+(5)/(1)	(8)	(9) (3)-(4)-(8)	(10)	(11)
戸	a	a	a	a	a	a	%	a	a	a	a

交付単価			交付額			交付額計
直払農地 以外	直払農地	委託	直払農地 以外	直払農地	委託	
(12)	(13)	(14)	(15) (10)×(12)	(16) (11)×(13)	(17) (6)×(14)	(18) (15)+(16)+(17)
円 /10a	円 /10a	円 /10a	円	円	円	円

(2) 中山間地域

構成戸数	地域の農地面積	対象期間前の 既貸付面積	対象期間内の 貸付面積	うち再貸付面積	農作業委託 総面積	対象期間内の 農作業委託面積	機構の 活用率	(21)のうち 貸付期間6年未 満の農地面積	貸付の交付 対象面積	交付単価	
	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25) (20)+(21)+(23)/(19)	(26)	(27) (21)-(22)-(26)	貸付	委託
戸	a	a	a	a	a	a	%	a	a	円 /10a	円 /10a

交付額		交付額計	交付総額 (一般+中山間)	
貸付	委託		(33) (18)+(32)	
(30) (27)×(28)	(31) (24)×(29)	(32) (30)+(31)		円
円	円	円		

※1 農地面積は、市町村からの情報提供を受けて「地域」内の農業振興地域内の農地面積を記載してください(1アール単位とし、1アール未満は切り捨て)。
※2 交付単価は申請年度の機構の活用率に応じて記載してください。上記の表を参照してください。
※3 申請地域が一般地域に該当する場合は、「(1) 一般地域」に、中山間地域に該当する場合は「(2) 中山間地域」に記入してください。一般地域と中山間地域が混在する地域に該当する場合は「(1) 一般地域」「(2) 中山間地域」の両方に記入してください。
※4 対象期間は、原則として令和〇年3月から令和〇年2月となります。

《交付要件》 以下の(1)または(2)のいずれかの要件を満たす必要があり、さらに交付単価区分1～区分3に該当する場合は(3)の要件が追加となります。
国が配付した地域集積協力金交付要件確認ファイルにより要件を満たすことを確認した上で申請してください。

- (1) 交付対象面積の10%以上が、新たに担い手に集積されること。
(2) 地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)の団地面積の割合が事業実施年度中に10ポイント以上増加すること。
(3) 機構への貸付総面積のうち1割以上を1ha(中山間地域は0.5ha)以上の団地として貸し付けること。(機構への貸付総面積の1割以上が1haに満たない場合も同様とする。)

2 交付金の使途計画

使途計画	金額
	円
	円
合計	円

※ 計画の詳細は、別紙として交付申請書に添付してください

3 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	☐ 同意する
----------------------------	-------------------------------

4 添付書類

- ①「人・農地プラン」又は「地域計画」のエリアと「地域」の範囲がわかる地図(地域計画等の「目標地図」などを活用)
②話し合いに係る議事録(地域計画の協議の場が設けられていること等や協力金を申請することの確認)
③地域から機構へ貸出す農地がわかる地図(地域計画等の「目標地図」などを活用)
④地域から機構へ貸出す農地の詳細を記載した一覧表
(国が配付した地域集積協力金交付要件確認ファイルなど)
⑤機構への貸出又は農作業委託を確認できる書類(「農用地利用集積計画の写し」又は「農用地利用集積等促進計画の写し」)
⑥協力金の交付先を確認できる書類(通帳の写し)
⑦その他必要となる書類

令和〇年度集約化奨励金交付申請書

郡山市長

集約化奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②虚偽や違反があった場合には奨励金を返還することを誓約します。

記

フリガナ		住所		申請年月日	令和	年	月	日
氏名				(〒 -)				
電話		FAX						

1 交付申請面積等

「人・農地プラン」又は「地域計画」のエリア名	「地域」名

※1 「人・農地プラン」又は「地域計画」に記載している「集落／地域名」を記載してください。
※2 「地域」名は、集落名や字名を記載してください。

	地域の団地面積の増加	交付単価	
		一般タイプ (農作業委託)	受け皿準備タイプ
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円／10a (0.5万円／10a)	0.5万円／10a
区分2	20ポイント以上増加 既に30%以上の地域は1団地当たりの 平均面積が1.5倍以上	3.0万円／10a (1.5万円／10a)	1.5万円／10a

※1 機構を通じた農作業受託については、一般タイプ交付単価に0.5を乗じた額
※2 区分2はいずれかの要件を満たすこと

構成戸数	地域の農地面積 (1)	対象期間前の 1ha以上の 団地面積 (2)	機構からの転貸後			交付単価	
			増加した1ha以上 の団地面積 (3)	(3)のうち対象期間内の 転貸面積 (貸付期間6年以上) (4)	(3)のうち対象期間内の 農作業受託面積 (5)	転貸 (6)	受託 (7)
戸	a	a	a	a	a	円 /10a	円 /10a

交付額		交付額計
転貸 (8) (4)×(6)	受託 (9) (5)×(7)	
円	円	円

※1 農地面積は、市町村からの情報提供を受けて「地域」内の農業振興地域内の農地面積を記載してください(1アール単位とし、1アール未満は切り捨て)。
※2 交付単価は機構の活用率に応じて記載してください。上記の表を参照してください。
※3 対象期間は、令和〇年3月から令和〇年2月(一般タイプ)又は令和〇年2月(受け皿準備タイプ)となります。

《交付要件》

目標年度(令和〇年度又は令和〇年度)までに、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。国が配付した集約化奨励金交付要件確認ファイルにより要件を満たすことを確認した上で申請してください。
「地域」の農地面積に占める次に掲げる団地面積の割合が10ポイント以上増加すること 等
(1) 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積(一般タイプ) ※令和〇年度までに満たすこと
(2) 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積(受け皿準備タイプ) ※令和〇年度までに満たすこと
※(2)の場合、(1)と一体的に取り組むこと

2 交付金の使途計画

使途計画	金額
	円
	円
合計	円

※ 計画の詳細は、別紙として交付申請書に添付してください。

3 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	☐ 同意する
----------------------------	-------------------------------

※ 国指定様式(経営転換協力金の「個人情報の取扱い」)を参考にして
ください。

4 添付書類

- 「人・農地プラン」又は「地域計画」のエリアと「地域」の範囲がわかる地図(地域計画等の「目標地図」などを活用)
- 話し合いに係る議事録(地域計画の協議の場が設けられていること等や協力を申請することの確認)
- 地域から機構へ貸出す農地がわかる地図(地域計画等の「目標地図」などを活用)
- 地域から機構へ貸出す農地の詳細を記載した一覧表
(国が配付した集約化奨励金交付要件確認ファイルなど)
- 機構への貸出または農作業受託を確認できる書類(「農用地利用集積計画の写し」又は「農用地利用集積等促進計画の写し」)
- 協力金の交付先を確認できる書類(通帳の写し)
- その他必要となる書類

令和〇年度地域集積協力金実績報告書

郡山市長

地域集積協力金の交付を受けたので、下記のとおり報告します。

記

		申請年月日		令和	年	月	日
フリガナ				(〒	—)		
氏名				住所			
電話	— —		FAX	— —			

1 申請した面積等

「人・農地プラン」又は「地域計画」のエリア名	「地域」名

※1 「人・農地プラン」又は「地域計画」に記載している「集落／地域名」を記載してください。
※2 「地域」名は、集落名や字名を記載してください。

(参考)

区分	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	40%超50%以下	15%超30%以下	13,000円/10a
区分2	50%超70%以下	30%超50%以下	16,000円/10a
区分3	70%超80%以下	50%超80%以下	22,000円/10a
区分4	80%超	80%超	28,000円/10a
区分5			34,000円/10a

※2回目以降の申請の場合は、前回より高い区分の申請となります。
※一般地域内の中山間地域等直接支払交付金の交付対象となる農地は、中山間地域の交付単価を適用できます。
※機構を通じた農作業委託については、上記単価に0.5を乗じた額。

(1) 一般地域

構成戸数	地域の農地面積	対象期間前の 既貸付面積	対象期間内の 貸付面積	うち再貸付面積	農作業委託 総面積	対象期間内の 農作業委託面積	機構の 活用率	(3)のうち 貸付期間6年未 満の農地面積	貸付の交付 対象面積	うち直払農地 以外	うち直払農地
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7) (2)÷(3)÷(5)÷(1)	(8)	(9) (3)-(4)-(8)	(10)	(11)
戸	a	a	a	a	a	a	%	a	a	a	a

交付単価			交付額			交付額計
直払農地 以外	直払農地	委託	直払農地 以外	直払農地	委託	
(12)	(13)	(14)	(15) (10)×(12)	(16) (11)×(13)	(17) (6)×(14)	(18) (15)+(16)+(17)
円 /10a	円 /10a	円 /10a	円	円	円	円

(2) 中山間地域

構成戸数	地域の農地面積	対象期間前の 既貸付面積	対象期間内の 貸付面積	うち再貸付面積	農作業委託 総面積	対象期間内の 農作業委託面積	機構の 活用率	(21)のうち 貸付期間6年未 満の農地面積	貸付の交付 対象面積	交付単価	
	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25) (20)÷(21)÷(23)÷(19)	(26)	(27) (21)-(22)-(26)	貸付	委託
戸	a	a	a	a	a	a	%	a	a	円 /10a	円 /10a

交付額		交付額計	交付総額 (一般+中山間)
貸付	委託		
(30) (27)×(28)	(31) (24)×(29)	(32) (30)+(31)	
円	円	円	円

※1 農地面積は、市町村からの情報提供を受けて「地域」内の農業振興地域内の農地面積を記載してください(1アール単位とし、1アール未満は切り捨て)。
※2 交付単価は申請年度の機構の活用率に応じて記載してください。上記の表を参照してください。
※3 申請地域が一般地域に該当する場合は、「(1) 一般地域」に、中山間地域に該当する場合は「(2) 中山間地域」に記入してください。一般地域と中山間地域が混在する地域に該当する場合は「(1) 一般地域」「(2) 中山間地域」の両方に記入してください。
※4 対象期間は、原則として令和〇年3月から令和〇年2月となります。

《交付要件》 以下の(1)または(2)のいずれかの要件を満たす必要があり、さらに交付単価区分1～区分3に該当する場合は(3)の要件が追加となります。
国が配付した地域集積協力金交付要件確認ファイルにより要件を満たすことを確認した上で申請してください。

- (1) 交付対象面積の10%以上が、新たに担い手に集積されること。
(2) 地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)の団地面積の割合が事業実施年度中に10ポイント以上増加すること。
(3) 機構への貸付総面積のうち1割以上を1ha(中山間地域は0.5ha)以上の団地として貸し付けること。(機構への貸付総面積の1割以上が1haに満たない場合も同様とする。)

2 交付金の使途実績

使途実績	金額
	円
	円
合計	円

※ 実績の詳細は、別紙として実績報告書に添付してください

4 添付書類

- ① 交付されたことが確認できる書類(通帳の写し)
② 協力金に係る収入と使途計画に基づく支出が確認できる書類(帳簿、証拠書類)
③ その他必要となる書類

3 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	☐ 同意する
----------------------------	-------------------------------

令和〇年度集約化奨励金実績報告書

郡山市長

集約化奨励金の交付を受けたので、下記のとおり報告します。

記

フリガナ		氏名		住所	申請年月日	令和	年	月	日
					(〒 -)				
電話	- -			FAX	- -			(参考)	

1 申請した面積等

「人・農地プラン」又は「地域計画」のエリア名	「地域」名

※1 「人・農地プラン」又は「地域計画」に記載している「集落／地域名」を記載してください。
※2 「地域」名は、集落名や字名を記載してください。

	地域の団地面積の増加	交付単価	
		一般タイプ (農作業委託)	受け皿準備タイプ
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円／10a (0.5万円／10a)	0.5万円／10a
区分2	20ポイント以上増加 既に30%以上の地域は1団地当たりの 平均面積が1.5倍以上	3.0万円／10a (1.5万円／10a)	1.5万円／10a

※1 機構を通じた農作業受託については、一般タイプ交付単価に0.5を乗じた額
※2 区分2はいずれかの要件を満たすこと

構成戸数	地域の農地面積	対象期間前の 1ha以上の 団地面積	機構からの転貸後			交付単価	
			増加した1ha以上の 団地面積	(3)のうち対象期間内の 転貸面積 (貸付期間6年以上)	(3)のうち対象期間内の 農作業受託面積	転貸	受託
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
戸	a	a	a	a	a	円 /10a	円 /10a

交付額		交付額計
転貸	受託	
(8) (4)×(6)	(9) (5)×(7)	(10) (8)+(9)
円	円	円

※1 農地面積は、市町村からの情報提供を受けて「地域」内の農業振興地域内の農地面積を記載してください(1アール単位とし、1アール未満は切り捨て)。
※2 交付単価は機構の活用率に応じて記載してください。上記の表を参照してください。
※3 対象期間は、令和〇年3月から令和〇年2月(一般タイプ)又は令和〇年2月(受け皿準備タイプ)となります。

《交付要件》

目標年度(令和〇年度又は令和〇年度)までに、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。国が配付した集約化奨励金交付要件確認ファイルにより要件を満たすことを確認した上で申請してください。

「地域」の農地面積に占める次に掲げる団地面積の割合が10ポイント以上増加すること 等

(1) 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積(一般タイプ) ※令和〇年度までに満たすこと

(2) 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積(受け皿準備タイプ) ※令和〇年度までに満たすこと

※(2)の場合、(1)と一体的に取り組むこと

2 交付金の使途実績

使途実績	金額
	円
	円
合計	円

※ 実績の詳細は、別紙として実績報告書に添付してください。

3 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に 記載された内容について	☐ 同意する
----------------------------	-------------------------------

※ 国指定様式(経営転換協力金の「個人情報の取扱い」)を参考にして
ください。

4 添付書類

- ① 交付されたことが確認できる書類(通帳の写し)
- ② 協力金に係る収入と使途計画に基づく支出が確認できる書類(帳簿、証拠書類)
- ③ その他必要となる書類

個人情報の取扱い

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

本市は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、本市は、本事業の実施に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等(注1)に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関(注2)に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 (注1)	農地集積・集約化等対策事業、規模拡大交付金交付事業、経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資資金(経営開始型)、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、農地利用効率化等支援交付金、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等
関係機関 (注2)	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体 等

環境負荷低減のチェックシート（農業経営体向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	肥料の適正な保管	☐
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	☐	農薬の適正な使用・保管	☐
⑥	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐
⑦	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の可否及びタイミングの判断に努める	☐
⑧	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑨	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の可否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
⑮	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	☐	関係法令の遵守	☐
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

（裏面）農業経営体向け、畜産経営体向け、自治体等向け（共通）

⑫「関係法令の遵守」に関する法令一覧

（１）適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

（２）適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

（３）エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

（４）悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

（６）生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

（７）環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等